

ケネディ新政策の評価と将来の課題

1964年3月20日

沖 縄 自 由 民 主 党

ケネディ新政策の評価と将来の課題

いわゆるケネディ新政策が発表されて本日、三年目を迎える。

この新政策が発表された当時、これを沖縄政治の一步前進とみるか、或いは現状固定化とみるか厳しく見解の対立するところであつたが、いずれにしても新政策が沖縄の政治史において一つのモメントを形成したことは否めない。

そこで、新政策が施行されて満二カ年を経た今日、これを顧みて卒直に評価し、同時に沖縄政治の将来の課題を策定することは有意義なことであり、またわれわれ自民党のなさなければならない責務である。

周知のように、故ケネディ大統領の諸施策は格調の高い理想と生々しい現実を若々しい広い視野から把握し、決定されていた。

沖縄問題については、他の国際政治問題と比較して、この色彩がやゝ色褪せている感じもないではないが、新政策以前の不鮮明な沖縄の地位を明確に規定づけ、沖縄政治の基本路線を設定したという点では、高く評価されてよい。

それはいうまでもなく、沖縄が日本本土の一部であることを認め、自由世界の安全保障を考慮しつつ、完全に日本の主権の下へ復帰すべきであることを、施政権者である米国政府が公式に表明した点である。新政策の発表前まで沖縄の政治的、法的地位は、平和条約第三条によつて規定づけられ、日本は沖縄に対し、いわゆる潜在主権を持つのに過ぎないとされていた。潜在主権が国際法学上どのような意味内容をもつものであるかは、政治学的にも、法学的にも、種々論議されたところであるが、結局、それは領土の最終的な処分権限が日本にあることだとするのが、通説であつた。

しかしながら、日本が領土の最終的な処分権限をもっているにしても、日本政府は、米国政府が沖縄統治に関して国際連合へ提起するいかなる提案にも同意しなければならない条件が、平和条約第三条には付されているのである。従つて、沖縄の地位が他律的で不安定なものであつたことは否定できない。かかる不明確な沖縄の地位が新政策によつて、日本本土の一部であり、完全に日本の主権の下へ復帰されるべきであると決定的に明確化されたことは、われわれ沖縄住民へ心の支柱を与たものと評さなければならない。次いで、新政策は、施政権者としての米国政府の責任を明らかにし、その責任をいかに効果的に果すかという政治の基本的な姿勢を「日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少くするため、いくつかの特定の措置を取る」ことに置いている。

これは沖縄政治の基本大綱を定め、新政策以後のすべての施策がこの線に添つて決定されるべきことを明示したものである。その具体的な現われが、新政策における六項の措置である。

かようにして、新政策は、施政権者である米国政府が沖縄政治の基本理念と窮極の目的を設定したものである。そのことは確かに沖縄政治の一步前進を意味し、また、日米琉が三者一体となつてこの理念と目的を着実に実現しなければならない責務の表明でもある。

それ故、新政策の理念と目的に背馳して沖縄における政治、経済、社会等の問題を処理することは許されない。

先にみたように、新政策は沖縄政治の終局の目標を明定しているとはいえ、他方では新政策自体その目的を実現するための具体的な方法と措置の定立において、既に目的の実現を抑制する要素を内包している。

特に現実の沖縄政治の実際面に、それが顕著に現われていることは、否定することのできない事実である。

以下に、これを分析し、検討することにした。

1、新政策は、沖縄住民の強い要望である自治権の拡大について、琉球政府への行政機能の委譲を表明している（第五項参照）が、それは単に、「継続的な検討を行う」とだけいつて、行政機能を如何なる範囲で、何時、いかなる方法で委譲するか、明らかでない。この点において新政策は、その終局的な目標の明示にもかかわらず、それを實現する方法の定立に不徹底さが内在しているといえる。

そしてまた自治の拡大と関連して、現実の政治の場において、住民の意思をいかに反映させるかという近代民主政治の基本原則につき、新政策は立法院の指名に基く行政主席の任命、及び立法における再議手続の確立等、制度上の改善をはかっている。しかしこの程度の前進は、新政策に大きな希望と期待をかけた住民にとって、決して満足できるものではない。すなわち、高く評価されるべき新政策の理念と目的とは、余りにもかけ隔りがあり過ぎる。のみならず、新政策が高等弁務官の実質的な権限を制限していないことは自治権の拡大を抑制するものとして、不徹底の誇りを免れないであろう。専ら行政運営において高等弁務官の意向が直接的、支配的に表面に露呈し法案の事前調整や予算の執行において政府と民政府の間に調整の円滑さを欠き、甚だしく事務の渋滞をきたしている。そのため、自治権の拡大については、高等弁務官のいわゆる自治権神話を頂点として、むしろ自治後退という印象を住民に与えているのである。

2、次に、米国の沖縄統治における軍事的要請の絶対優先を是正するであろうと沖縄住民に期待された民政官の文官制は、事実上全く期待はずれになつてしまった。これは改正大統領行政命令の規定の仕方に根本的な欠陥が存在する。すなわち、その第四条B項は、民政官を文官とすると規定しながら、肝心なその権限については、只単に「高等弁務官によつて与えられた権限を有し、かつ、義務を遂行しなければならない。」として、民政官の固有の権限を明定していない。勿論この規定の運用いかんによつては、軍政の色彩を薄くすることもできるわけであるが、現実の沖縄政治においては権限の委譲はなされていないし、文字通り高等弁務官への事務取継ぎの機関でしかない。この点にこそ、問題があり、新政策の理念のなしくずしが窺い知られるであろう。

3、新政策の第六項に規定されている沖縄住民の個人的自由の制限を徹廃するための意図、例えば、労働者の基本権に関する布令第145号の廃止は、健全な労働組合の育成という観点から、大きく評価されてしかるべきであろう。

しかし渡航の自由、出版の自由、裁判管轄権については、新政策以前よりも改善されたと認められる点は何も存在しない。

新政策のいう「日本本土の一部であり」「日本国民である」との理念が真実の姿で貫かれるためには、本土国民と沖縄住民との間の政治上、経済上の問題処理において如実に反映されなければならない

い。それ故、沖縄住民の基本権の一つである国政参加権は当然認められるべきである。沖縄住民の国政参加は何ら安全保障維持を阻害するものではないのである。むしろ、極東の緊張を緩和する意味で、真実の沖縄の姿を日本国民全般に知らしめ、誤解やイデオロギーによる政争の具に供させないためにも、早急に實現されるよう日米両政府は努力して欲しい。

4、沖縄住民の社会福祉を増進するための日米の協力関係の取決め（第4項参照）及びその他の計画案（第2項参照）については、新政策発表後いままお具体案がつかまびらかにされていない。少なくともこれらの問題を継続的に検討する機関となるであろう日米協議会及び日米技術協議会は、いままお発足の段階に至っていない。これは誠に遺憾であるといわざるをえない。

そして、医療行政面においては、本土医師の沖縄派遣等によつて効果を挙げつゝあるが、社会保障制度については何等の進展もない実状である。

この点における基礎的な制度の樹立は、新政策の理念に則して、社会保障制度の本土との一本化の観点から可及的に速やかに推進されなければならない。地域の狭少と人口数から見た場合、保険制度に供う危険分散の拡大はこの制度の健全な発展という観点からも沖縄と本土との一本化は必要不可欠であると考えられるからである。

5、新政策の第1項における援助問題については、当初の2千5百万弗の要請が否決され1千2百万弗に減額されたことは遺憾であるが、新政策以前の6百万弗からその2倍に引き上げられたことは1つの前進であつた。ところが、今日の沖縄の財政需要はとうていその額で満たし得るものではない。

このことは、1965年度予算の編成に端的に現われている。ここで特に指摘したいことは、米国の沖縄への援助はその言葉の意味通り、決して恩恵的なそれではない。施政権者としての責任において支出すべきものである。従つて、米国政府は勿論、日本政府もこの新政策の趣旨に添つて、積極的に援助額を増し、もつて沖縄住民の社会的経済的福祉の一層の増進をはかるべきである。

新政策の第3項については、余剰農産物の制度によつて着実に實現されつゝあることは特筆すべき事項である。

以上において、われわれは、新政策の現況を概略的に評価した。その際われわれは新政策の理念と目的が何であるか、その實現を阻む要因がどこにあつて、しかも現実にとどのような面に現われているかを指摘した。

そして、新政策は、沖縄が日本本土の一部であり、沖縄住民が将来日本の国民として日本の主権下へ復帰することと、及びそれに備えての体制の確立と自治権の拡大をはからなければならないという正しい認識に基いてその理念と目的を設定している。しかし、この目的が必ずしも満足すべき状態で進展しているわけではなく、ある面ではむしろ後退の現象がみられるといつてよい。政治はいうまでもなく可能性を選択する技術である。したがつて、新政策において設定された理念と目的をどのようにすれば達成できるか、われわれはこの問題と真剣に取組むことを決意している。

かくしてこそ、故ケネディ大統領が沖縄政治のよりよき発展へ示した関心と熱意に報いる所以であると考えられるからである。

そこでわれわれは新政策に盛られた目的を堅実にして早急に實現すべく次のことを要望する。

1 行政運営に関する事項

1、法案の事前調整を廃止してもらいたい。

高等弁務官は施政権者の立場から毎年の年頭において施政の基本方針について一般教書を行政主席及び立法院へ送付し、個々の問題については助言と指導にとどめてもらいたい。

米軍の基地と深い関連のある事項や外交問題等につき米国の国策につながる事項については、調整の必要もあると考えられるが、この場合でも調整の手続が迅速、円滑に行われるように考慮してもらいたい。

2、行政府及び立法院が民政府と能率的に連絡がとれるよう配慮してもらいたい。

高等弁務官の職務権限を主席民政官並に各部長に分掌させ、琉球政府に対する助言指導の責任体制を確立してもらいたい。

3、行政権限を大中に委譲してもらいたい。

A 行政主席の指名制度を廃して公選制にしてもらいたい。

B 金融、経済管理に関する布令を廃止して民立法に委ね、琉球政府の自主的運営にまかせてもらいたい。

C 旧沖縄県有財産を琉球政府の管理に移し、なお日本国有財政で米軍使用の分をのぞき、琉球政府に管理権を委任してもらいたい。

D 開金、電気、水道等直接住民の利益と結ぶ公社を民に移管してもらいたい。

E 日本琉球間の出入管理事務の一切を琉球政府に委譲してもらいたい。

2 日琉関係の改善事項

1 日本援助を技術財政とも大中に引き上げ少くとも本土府県なみにしてもらいたい。

2 日本国会に琉球住民代表を参加させてもらいたい。

3 社会保障事業を日琉一体で行うよう考慮してもらいたい。

3 米琉関係の改善事項

1 琉球援助の限度を2千5百万ドルに引上げるようプライス法を改正してもらいたい。

2 琉球の対米輸出に対し特惠措置を構ってもらいたい。

3 米国における移民受入において琉球を優先扱いにもらいたい。

事前調整に関する基本的問題

1 琉球政府の自治権の範囲

1 行政命令第8節の規定によると「琉球政府の行政権は（中略）行政主席に属する」となっており同じく第7節の規定によると「（琉球政府）立法院は対内的に適用される凡ての立法事項についてのみ立法権を行使することができる」となっている。

2 もつとも同じく第11節は「高等弁務官は琉球列島の安全、琉球列島についての外国及び国際機構との関係、合衆国の対外関係又は合衆国若しくはその国民の安全財産若しくはその国民の安全財産若しくは利害に関して直接間接に重大な影響があると認めるときは立法案の全部又は一部を拒否し、立法の全部又は一部をその制定後45日以内に無効にすることができる」となっている。

3 以上の規定からすると琉球政府は対内的に適用される立法事項に関する限り独自の判断で立法をする権能を有すると解すべきであり高等弁務官が凡ての立法勸告案について事前に審査することは琉球政府の自治権の範囲をせばめる結果となるがどうか。

2 事前調整制度の法的な根拠とその性格

1 第1項に掲げた行政命令の規定からは琉球政府に立法勸告案について事前調整を強制する法的な根拠は明らかでないがどうか。

2 事前調整は単に高等弁務官と琉球政府の協調関係を保つための事務的な連携の一方法に過ぎないと思われるがどうか。

3 若しそうであれば事前調整をより効果的かつ能率的に行う改善策が考慮されるべきであり、現行の制度は不必要な労力、時間を費しているばかりでなく一般に種々誤解を与えていると解される。

3 立法勸告案についての高等弁務官書簡の効力

1 従来の例からすると行政主席が合議を求めた立法勸告案の各々について高等弁務官から「異議なし」「異議あり」として又は意見を付した書簡が寄せられるがその書簡は琉球政府にいかなる拘束力があるか、これは単に弁務官の意見を表明した勸告だと解するがどうか。

4 事前調整の主眼は高度の政治的或は政策的な事項に限られるべきである。

1 琉球の施政について最終的責任を有する米国政府及びその委任を受けた高等弁務官がその統治目的達成のため琉球政府の行政府の行政及び立法について直接間接に関与することは必要なことであると思う。

2 しかしながらその反面、責任ある琉球政府を育成するため右の関与は琉球政府の自治能力を最大限に活用すべきであり、そのためには立法勸告案の事前調整の主眼は高度の政治的或は政策的な事項に限られるべきであると解するがどうか。

金融経済管理に関する布令を廃止して民立法に委ね

琉球政府の自主的運営にまかせてもらいたい

1 琉球銀行に対する監督権

1 琉球銀行は1948年5月4日付米国民政府布令第1号によつて設立されたが同布令の一部をなす琉球銀行条例の定めるところにより、銀行株式の議決権の51%以上を米国民政府が保有することとされている。1958年のドル通貨への切り替えまでは琉銀は中央銀行的性格を有していたのであるが、今日では一般銀行業務を行う普通銀行である。

2 琉球政府は、1954年琉球におけるすべての銀行に対する監督、規整及び許可、認可等の適正等を期するため銀行法を立法施行したのであるが、前記布令が施行されているため琉銀については銀行法による規整を受けていない。銀行株式の51%を民政府が保有しているという特殊な事情はあるにしても琉銀をその他の普通銀行と区別して特別法によつて琉球政府による規制の枠外におくことは妥当でないと考える。

3 なお、民政府の保有株式についても、元来普通銀行の資本金は民間投資によることが原則であり政府は出資者としてではなく、法律に基づき銀行に対する監督、規整等の作用により銀行に対する監督、規整等の信用により銀行に対する信用の維持と預金者その他債権者及び株主の保護を企む任務を持つべきであり、今もつて民政府が琉銀の過半数の株式を保有することは妥当でないと考える。1948年琉銀が設立された当時から数年の金融事情の下では経済発展に寄与するための各種産業に対する資本貸付のための琉球銀行の設立のために民政府が過半数の株式を保有しなければならなかつた事情もあつたがもはや今日では琉球経済自体も銀行に対する投資を充分行い得る状態にきているものとする。

4 前記琉球銀行に関する民政府布令を廃止することによつて琉球銀行についても他の普通銀行と同様、銀行法による琉球政府の監督の下におくとともに民政府の保有している株式は民間資本に応募させるべく解放すべきである。

2 外資導入に関する許可権について（琉球列島における外国人の投資1958.9.21高弁布令第11号）

1 1958年のドル通貨への切替に伴い、1958年9月12日付高等弁務官布令第11号が公布施行され、従来の外資の導入に対する制限が大巾に緩和されている。即ち同布令によると琉球経済の発展に実質的に寄与すると同時に投資者側も適当な利得を受ける外国資本の投資を歓迎し、経済資源の開発又は琉球列島の生産力の発達に寄与する新規生産事業の設立を目的とした健全な投資申請を特に奨励している。

2 なお同布令は外資の導入については行政主席の事前の認可を要件としているが、その認可申請は、1952年12月29日付民政府指令第20号によつて設置される外資導入合同審議会の審議を経て当該審議会の勧告は民政官及び行政主席が審査することとされている。

3 当該審議会は民政官の任命する五名の委員（うち2名は民政府職員3名は行政主席の指名する琉球政府職員）で組織され、外資導入の認可申請に対する処置について行政主席を通じて民政官に勧

告をすることとされている。

4 前記指令20号第30条はすべての外資導入及び事業活動の管理監督の責任は琉球政府が負い審議会は負わないと規定している。一方同指令第29条によると行政主席は民政官の文書による承認があるまでは、申請に対して何らの処置もとることができない。

以上のように外資導入についての最終的許可決定権は民政官にあるにもかかわらずそれに対する責任は琉球政府が負うということは不合理の感なきを得ない。

5 更に外資の導入は経済政策乃至は貿易政策と密接な関係を有するものであり琉球政府が自主的にこれらの政策を遂行するためには外資導入の許可権を実質的にも琉球政府が保有すべきである。

3 その他「琉球列島における外国貿易」（1958年9月12日高等弁務官布令第12号）

琉球列島における採掘権並試掘権に関する規程（1952年民政府布令第55号）

琉球所得税（ “ 第114号）

物品税法（ 高等弁務官布令第17号）

個人所有に係る自動車と民の公道通行税支払（ 民政府布令第126号）

琉球船舶規則（1955年 “ 第148号）

等は経済政策或は財政政策と密接な関係を有するものであり琉球政府が自主的にこれらの政策を遂行するためには、民立法に基き合理的な制度化とその運用が必要である。

旧沖縄県有財産を琉球政府の管理に移し、なお日本国

県有財産で米軍使用の分をのぞき琉球政府に

管理権を委任してもらいたい。

1 経 緯

a 対日平和条約発効前における国県有地の管理は、陸戦の法規慣例に関する条約（ベグ陸戦条約）第55条の規定に基づき、米軍が占領国として日本の国有不動産たる国県有地を管理し、又自ら使用したのであるが、これは、米軍による沖縄占領と同時に発布された米国海軍政府布告第7号によつて、総ての国有財産及び国県有財産と決定され総ての国有財産及び国県有財産と決定された総ての財産は、南西諸島軍政府長官及び、その任命による財産管理官の管理に属する旨明確にされた。

b 平和条約発効後における管理は、平和条約第3条の規定に基いて米軍の国県有地管理権が生ずるものと解され、条約発効前に引続き米軍の管理の下におかれ現在に至っている。

c 琉球政府は数度にわたつて、国県有地管理の琉球政府移管を要請してきたのであるが、1960年6月2日付弁務官書簡によつて、国県有林産物の処分及び林野の賃貸については、米国民政府の事前承認の下に琉球政府が管理することになり、更に1960年9月12日付弁務官書簡によつて干潟の管理が琉球政府に移管された。

宮古護岸の破損状況

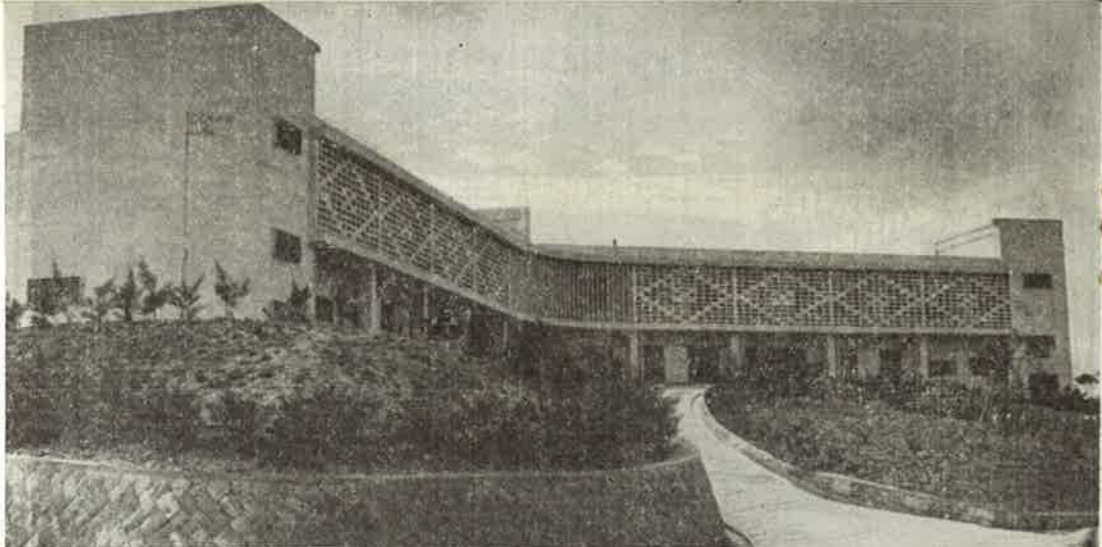
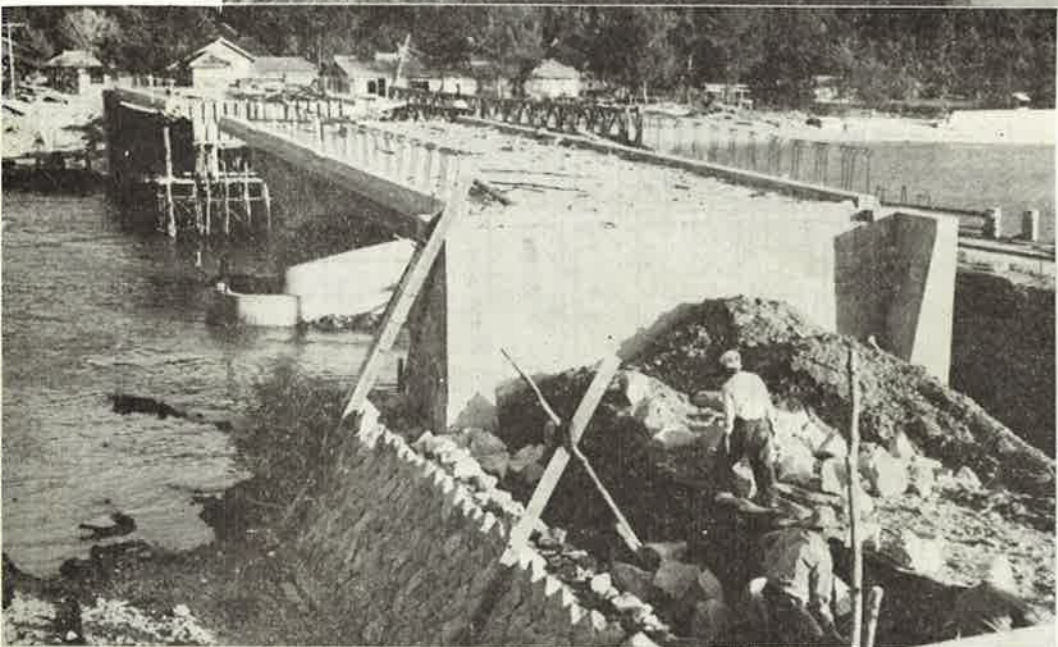


那覇の部心を流れるガープ川上流。
河川工事はまだ充分でない。



校舎は恒久建物に改築されつつあるが、しかし
すし詰め教室の問題は、まだ解決されていない。

完成間近い久志村大浦橋。この橋が完成すれば
沖縄の裏がわといわれていた北部東海岸の
住民にも陽が当ることになるであろう。
(日政援助)



お年玉年賀はがきの収益から、
沖縄の精神病対策のためにおくら
れた精和病院(日政援助)



厚生園(老人収容施設)も
まだこのようなコンセットをつかっている。

→
いまだに改善されない離島の棧橋



←
水道施設がないため、このような古い井戸を使っている。

開金、電気、水道等直接住民の利益と結ぶ公社を

民に移管してもらいたい

1 現在琉球には、米国民政府の総額出資にかゝる各種公社があるがその名称及び剰余金は下記のとおりである。

資本金及び剰余金

名 称	1961年度	1962年度	1963年度	1964年度
琉球開発金融公社	29,172,000	32,233,000	35,925,000	
琉球電力公社	11,588,000	12,914,000	14,591,000	16,073,000
琉球水道公社	2,693,000	3,127,000	4,426,000	9,946,000
沖縄住宅公社	1,341,000	1,128,000	1,028,000	0
琉球倉庫公社	1,000			

2 これらの公社は、米琉双方から選出された理事で構成される理事会によつて運営されているが、公社自体が米政府の機関であるため琉球政府として各種総合計画の一環としてこれら公社の所管事項について計画立案できない実状にある。これら公社が現在まで琉球の復興に貢献したところは大きなものがありこれが運営に当つては今後琉球政府のより積極的介入を求めることは各種資金のより効率的運用のため必須の条件であると考えられる。更に大統領行政命令第二節の主旨に従つて責任ある琉球政府を育成するためにも琉球政府の権限の及ばないこれら公社を存続することは好ましくないためこれら公社を米国民政府の指導助言の下に琉球政府の管理下に移管するよう要請する。

対琉援助の限度を2,500万弗に引き上げるよう

プライス法を改正してもらいたい。

米国及び日本国政府ならびに米国及び日本国民の多大なる援助により、沖縄の民生は過去数年の間にかなりの発展を遂げた。この援助に対しわが党は厚く謝意を述べるものである。

しかるに、この小冊子が示すとおり沖縄の財政、経済、社会、教育等は日本の貧乏県に比較してもなお相当の開きがある。

従来の発展の速度を更に早め、出来得る限りの民生水準の引き上げは1962年3月に発表された、ケネディ大統領の新琉球政策の大きな目標である。

よつて、1961年10月に来島のケイセン調査団に対し、琉球政府から提出した資料を基調として、すみやかに公報 86~629 号の「琉球の経済及び社会発展の促進に関する法」による対琉球援助の最高額を引き上げて（2千5百万弗）頂くよう強く要請する。

2. 日本と沖縄における現行社会保障制度の比較

本 土		沖 縄	
I 社会保険		I 社会保険	
1 医療保険部門		1 なし	
1) 健康保険			
2) 日雇労働者健康保険			
3) 国民健康保険			
4) 船員保険			
5) 国家公務員共済組合			
6) 公共企業体職員共済組合			
7) 地方公務共済組合			
8) 私立学校職員共済組合			
2 年金保険部門		2 なし	
1) 厚生年金			
2) 船員保険			
3) 国家公務員共済組合			
4) 公共企業体職員共済組合			
5) 地方公務員共済組合			
6) 私立学校教職員共済組合			
7) 農林漁業団体職員共済組合			
8) 国民年金			
3 失業保険部門		3 失業保険部門	
1) 失業保険		1) 失業保険に含む	
2) 船員保険			
4 災害補償部門		4 災害補償部門	
1) 労働者災害補償保険		1) 労働者災害補償保険	
2) 船員保険		2) 上記法に含む	
3) 国家公務員災害補償		3) 琉球政府公務員の災害補償に関する臨時措置法	
II 公的扶助		II 公的扶助	
1) 生活保護		1) 生活保護	

1 財政水準比較 (日本の類似県と沖縄)

昭和36年度 1962年度

単位 弗

府 県 別	財 政 (2+3)		自 己 財 源		依 存 財 源		国 家 行 政		合 計 (1+4)	
	金 額	1人当額	金 額	1人当額	金 額	1人当額	金 額	1人当額	金 額	1人当額
岩 手 県	68,631,955	47.38	17,280,616	11.93	51,351,339	35.45	48,207,646	33.28	116,839,601	80.66
鳥 取 県	37,608,411	62.77	10,967,047	18.30	26,641,364	44.47	19,939,213	33.28	57,547,624	96.05
熊 本 県	70,240,209	37.84	21,773,956	11.73	48,466,253	26.11	61,774,070	33.28	132,014,279	71.12
宮 崎 県	57,505,031	50.68	18,703,798	16.49	38,796,233	34.19	37,759,155	33.28	95,260,216	83.96
鹿 児 島 県	77,621,241	39.54	17,509,001	8.92	60,112,240	30.62	65,332,101	33.28	142,953,342	72.32
計	311,603,877	44.51	86,239,418	12.32	225,367,459	32.19	233,012,185	33.28	544,619,062	(A) 77.79
平 均	62,321,375		17,247,883		45,073,492		46,602,437		108,623,812	
沖 縄 県	35,309,774	39.81	30,433,991	34.31	4,875,783	5.50	自己財源に含まる		35,309,774	(B) 39.81

$\frac{(B)}{(A)} = 51.18\%$

Ⅲ 社会福祉

- 1) 児童福祉
- 2) 母子福祉資金貸付
- 3) 児童扶養手当
- 4) 身体障害者福祉
- 5) 精神薄弱者福祉
- 6) 老人福祉

Ⅲ 社会福祉

- 1) 児童福祉
- 2) 福祉資金貸付に含まる
- 3) 身体障害者福祉

3 教育関係水準の比較（日本と沖縄）

1 教員1人及び1学級当り児童生徒数比較

1963年5月 現在

区 分	小 学 校		中 学 校	
	沖 縄	本 土	沖 縄	本 土
教員1人当り児童生徒数	38.6人	30.8人	29.3人	28.3人
1学級当り児童生徒数	44.3	37.7	46.5	43.9

2 児童生徒1人当り教育費比較

1962年度

区 分	沖 縄	本 土	比 率
幼 稚 園	\$ 23.18	\$ 48.84	47.5%
小 学 校	36.08	66.48	54.3
中 学 校	58.48	86.34	67.7
特殊学校（盲聾）	213.11	554.41	49.3
高等学校（全日）	99.00	150.82	65.6
全 上（定時）	66.81	127.00	52.6

3 児童生徒1人当り教育施設の比較

1963年度

	小 学 校		中 学 校	
	沖 縄	本 土	沖 縄	本 土
1人当り保有面積	2,063m ²	4,257m ²	1,957m ²	3,696m ²

4 所得税負担の比較（日本の類似県と沖縄）

昭和36年度
1962年度 決 算 額

県 別	所 得 税 額		人 当 り 所 得 税 額		備 考
	千 円	弗	円	弗	
岩 手 県	2,514,913	6,985,867	1,678	4.66	
鳥 取 県	941,760	2,615,999	1,535	4.26	
熊 本 県	2,687,439	7,465,106	1,430	3.97	
宮 崎 県	1,575,876	4,377,432	1,364	3.79	
鹿 児 島 県	2,082,575	5,734,929	1,055	2.93	
合 計	9,802,563	27,229,336			
平 均	1,960,513	5,445,867	1,377	(A) 3.83	(B) = 197.42%
沖 縄		6,797,886		(B) 7.66	(A)

5 その他の主な事項の達成状況もかなり低い

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1、農林漁業中央金庫及び大衆金融公庫への出資金、 2、漁港及び港湾施設 3、治山治水事業 4、道路及び土地改良事業 5、上水道及び下水道施設 6、都市計画事業 7、職業訓練事業 8、結核及び精神病療養施設 9、公安施設 | <ol style="list-style-type: none"> 1、中金資本950万弗（政府出資義務額）に対し429万弗の未払額がある。 2、大金資本は今議会において250万弗から500万弗に引上げる予定になっている。従って272万弗の未払となる。
将来 20,000千弗程度必要 ” 30,000 ” ” ” 320,000 ” ” ” 3,500 ” ” ” 80,000 ” ” ” 1,500 ” ” |
|---|--|

琉球の対米輸出に対し、特惠措置を講じてもらいたい。

- 1 沖縄の経済はこゝ数年来かなり成長して来ているのであるが、その水準は他地域に比し、まだまだ低位にある。特に貿易収支は極度のアンバランスで、海外収支バランスは殆ど基地からの収入等貿易外収入によつて或程度維持されているが、いまだに赤字をかこつている。沖縄の経済の発展と民生の向上にとつて最も重要な課題は健全な経済構造形成を促進することにあるといえましょう。
- 2 米国との貿易関係は輸出が617万ドル（1963年度実績で前年よりは5.2%減）に対し、輸入は2,787万ドル（前年より38.7%増加）であつて輸出の4.5倍にも達し極端な片貿易となつている。これを是正するためには米国への輸出を伸ばす必要があるが、その唯一の隘路をなしているのは、米国の関税障壁及び輸入Quota制の問題である。
- 3 現に日本政府の特惠措置を受けている沖縄物産に対して、新たに米国の特惠を施すことは「ガット」の無差別待遇の原則に反するとの考え方もあるが、沖縄物産に対して与えられている日本政府の特惠措置は、日本が「ガット」に加盟する際の加入議定書に基くものであつて、「ガット」の一般協定の拘束をうけない所のいわゆる「ガット」の特惠とは異なるものであるとの解釈に立つならば米国の特惠関税措置は充分可能であると考えらる。
- 4 この問題解決促進のため、琉球政府立法院は1963年8月6日「沖縄産品に対する米国輸入特惠関税措置に関する要請」を決議し、米国大統領、上、下院議長、国防、国務、財務、商務、各長官、琉球列島高等弁務官あてに要請書を送付した。一方琉球政府行政府においても1960年以来数度に亘り、米国の関係者、各機関に要請されたと同時に琉球工業連合会からも同様な要請がなされた。
- 5 米国が沖縄における唯一の施政権者としての立場から、更には、年々行つている多額の対琉援助費を効果的に運用するためにも、特惠措置を講じ輸出の拡大による経済の発展を図ることは最も適切な政策と思料する。特段の配慮を要請する。

米国における移民受入において琉球を

優先扱いにしてもらいたい。

- 1 沖縄は、陸地面積2,199方軒、人口約90万人で人口密度は高く、沖縄島では、609人毎平方軒で世界でも余りない程稠密である。又人口は毎年千人につき18人の割で急増している。一方沖縄は天然資源に恵れておらず諸外国に比し生産業は不振で、従つて沖縄の経済は基地依存度が極めて高い。
- 2 このような実状において移民問題は人口、又は経済問題と関連して沖縄の当面の大きな課題の一つである。
- 3 移民問題は、戦前においても同様重要な問題であつたし、したがつて、日本国内は勿論のこと南洋群島、台湾以外にヒイリツピン、ハワイ、北米、南米各国等20ヶ国以上に7万余人の人口が雄飛し、沖縄の経済及び民生の向上に大きな役割をもつていた。

- 4、戦後は、1948年にブラジル、アルゼンチンの先輩移住者の呼寄移民に始まり、尚ボリビア国への移住は米国の援助により、新しく開拓された。しかし戦前に比較しその移住先も6ヶ国にとどまり、又移住人数も15,000人程度で戦前の実績に及ばない。
- 5、このような事情で琉球政府及び沖縄自由民主党は、日、米要路に対し、機会あるごとに移住の拡大を要請しつづけてきた。
- 6、沖縄に毎年100人の米国への移民を割当てる主旨の法案が過去において4回提案された。即ちジャツト議員は1955年1月第八十四米国議会に「移民帰化法第二〇一条イ項を改正する議案」を提出し、更に同議員は1960年にも同法案が再提案されている。
1961年3月には上院議員オーレン・E・ロング及びアーネスト・グリユーニング両氏の共同による同主旨のロング法案が提案された。更に第4回目は1963年1月に上院議員ハイラム・L・フオング氏からも同主旨の法案が提案された。
- 7、この法案が成立するならば、沖縄の移民問題に大きな希望を与えるものとして、行政主席は、提案議員を初め上、下院議長、上、下司法委員長上下、内政委員長、陸軍省民事局など関係当局に対し、これが成立方を強く要請しつづけてきたが、いまだに実現しない状況である。
- 8、米国政府は施政権者として、沖縄に対しては他の外国と同様に考えることなく、この法案の早期成立を期されるよう強く要請する。

社会保障事業を日琉一体で行うよう考慮してもらいたい。

- (1) 日本と沖縄における現行の社会保障制度を比較すると次のとおりである。
2. 日本と沖縄における現行社会保障制度の比較

本 土	沖 縄
I 社会保険	I 社会保険
1 医療保険部門	1 なし
1) 健康保険	
2) 日雇労働者健康保険	
3) 国民健康保険	
4) 船員保険	
5) 国家公務員共済組合	
6) 公共企業体職員共催組合	
7) 地方公務共済組合	
8) 私立学校職員共済組合	
2 年金保険部門	2 なし
1) 厚生年金	

- 2) 船員保険
- 3) 国家公務員共済組合
- 4) 公共企業体職員共済組合
- 5) 地方公務員共済組合
- 6) 私立学校教職員共済組合
- 7) 農林漁業団体職員共済組合
- 8) 国民年金

3 失業保険部門

- 1) 失業保険
- 2) 船員保険

4 災害補償部門

- 1) 労働者災害補償保険
- 2) 船員保険
- 3) 国家公務員災害補償

II 公的扶助

- 1) 生活保護

III 社会福祉

- 1) 児童福祉
- 2) 母子福祉資金貸付
- 3) 児童扶養手当
- 4) 身体障害者福祉
- 5) 精神薄弱者福祉
- 6) 老人福祉

3 失業保険部門

- 1) 失業保険
失業保険に含む

4 災害補償部門

- 1) 労働者災害補償保険
- 2) 上記法に含む
- 3) 琉球政府公務員の災害補償に関する臨時措置法

II 公的扶助

- 1) 生活保護

III 社会福祉

- 1) 児童福祉
- 2) 福祉資金貸付に含まる。
- 3) 身体障害者福祉

(2) 日米の援助により沖縄も経済民生は或程度向上のあとを見せているのであるが、中でも最も立おかれている分野は社会保障関係である。前記の表にも見られる如く日本本土においては社会保障制度は殆ど完備の域に達しているが、ひとり沖縄だけがとりのこされ、失業保険、労災保険、生活保護など数項目にとどまっている。

(3) 従来沖縄は米国からかなり多額の財政援助を受けているが、援助の対象は、かなり制限を受けている。

即ち、米琉間における制度の共通性が米国において援助の内容が比較的容易に理解できる部門、又は

駐琉米軍の立場からその必要が要求される部門などが重点である。

(4) 従って社会制度の伝統的組織及びその歴史的背景、生活環境の特性等の考慮された行政分野にあつては、その財政需要が強く要請されながら米国の援助が得られない実状である。

(5) 日本は沖縄に対して潜在主権を保有するものであり、将来沖縄が日本の施政下に復帰し際た伴う困難を最少限にとどめる観点と、一方制度上共通性の強い社会保障分野については、日琉一体で行うよう考慮してもらいたい。